

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
8月13日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出（厚政課）  
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）



### 山口県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年八月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	住 術 者 所
禰 潤平	萩市大字江向一六五
	令和五、一〇、三一

### 山口県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年八月十三日

氏名	住 術 者 所
禰 潤平	山口市大内氷上五丁目三番一〇号
	令和六、五、二九

山口県知事 村岡 嗣 政

令和六年八月十三日  
印刷  
令和六年八月十三日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
山  
口  
県  
知  
事  
庁